

由利本荘市個別避難計画取扱要綱

令和 5 年 1 1 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、災害発生時に自ら避難することが困難で支援を必要とする者が、地域の中で必要な支援を受けられる体制を整備すると共に、実効性のある避難支援のための個別避難計画を作成し、地域における防災体制の充実、地域防災力の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 避難行動要支援者名簿

災害対策基本法第 49 条の 10 及び由利本荘市避難行動要支援者名簿取扱要綱第 3 条に基づき作成された名簿

(2) 避難行動要支援者

由利本荘市避難行動要支援者名簿取扱要綱第 2 条（第 1 号）に該当する、次に掲げる者

ア 要介護認定 3～5 を受けている者

イ 身体障害者手帳 1・2 級を所持する身体障がい者

ウ 療育手帳 A を所持する知的障がい者

エ 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級を所持する者で、単身世帯の者

オ 名簿への登載希望のあった者で、市において掲載が適当であると判断した者

カ その他、市長が登載する必要があると判断した者

(3) 避難支援等関係者

個別避難計画に係る避難行動要支援者について、避難支援等を実施する者および個別避難計画の作成に必要な助言等を行う者をいう。

(4) 個別避難計画

避難行動要支援者ごとに作成する、避難支援等を実施するための計画をいう。

(個別避難計画作成の対象範囲)

第 3 条 避難支援等関係者による個別避難計画を作成する対象者は、由利本荘市避難行動要支援者名簿取扱要綱第 3 条（第 1 号）に登載されている、平常時から名簿を提供することについて同意した者とする。

(事業目的等の説明)

第 4 条 個別避難計画書を作成しようとする避難支援等関係者は、作成の対象とする避難行動要支援者又は親族及びその関係者へ、個別避難計画の趣旨、目的、作成した個別避難計画の避難支援等関係者への情報共有その他必要な事項を説明しなければならない。

(作成意思及び情報共有の有無の確認)

第 5 条 説明を受けた避難行動要支援者又はその親族等は、個別避難計画の作成意思及び避難支援等関係者への情報共有の同意の有無を、由利本荘市「個別避難計画」作成についての説明書（様式第 1 号）にて、避難支援等関係者へ提出するものとする。

(個別避難計画の作成方法)

第 6 条 個別避難計画は、避難の実効性を高める為、自主防災組織、町内会、由利本荘市民生児童委員などの避難支援等関係者の他、当該避難行動要支援者の医療ケア、介護などを

担当する専門家や、地域在住の防災士など多様の参画により、協議のうえ個別避難計画（様式第2号）にて作成するものとする。

（個別避難計画の記載事項）

第7条 個別避難計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- （1）本人の氏名
- （2）生年月日
- （3）性別
- （4）住所又は居所
- （5）電話番号その他の連絡先
- （6）避難支援等を必要とする事由
- （7）前各号に掲げるもののほか、その他避難支援等に関し必要な事項

（個別避難計画の管理及び情報共有）

第8条 完成した個別避難計画の管理及び情報共有は、次のとおりとする。

- （1）個別避難計画を作成した避難支援等関係者は、由利本荘市「個別避難計画」作成についての説明書（様式第1号）及び個別避難計画（様式第2号）の原本を市長へ提出しなければならない。
- （2）市長は、前項で提出された個別避難計画等の原本を保管すると共に、避難支援等関係者に対し、避難支援に必要な範囲で、写しを交付し、避難支援等関係者間での情報共有を行うものとする。
- （3）市長は、避難行動要支援者への避難支援等を行う関係課において、避難支援等の実施にあたり必要な限度において個別避難計画等を利用させることができる。

（個別避難計画受領書の提出）

第9条 避難支援等関係者は、前条（第2号）の規定により個別避難計画等の提供を受けたときは、由利本荘市個別避難計画受領書（様式第3号）を市長へ提出するものとする。

（個別避難計画の変更）

第10条 避難支援等関係者は、個別避難計画を作成した避難行動要支援者の情報、避難経路、避難先又はその他を変更した場合は、個別避難計画（様式第2号）を市長に再提出するものとする。

- （2）市長は、前項の規定による再提出を受けたときは、速やかに変更後の個別避難計画の写しを避難支援等関係者へ提供するものとする。

（個別避難計画の適正管理）

第11条 第8条（第2号）により、個別避難計画等の提供を受けた者は、当該提供を受けた情報の漏えい、滅失、改ざん、毀損の防止及びその他の情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるとともに、情報の管理に関する責任体制を明確にしなければならない。

- （2）個別避難計画の提供を受けた者は、提供された個別避難計画書を紛失したときは、直ちに市長に報告しなければならない。

（補助金）

第12条 由利本荘市自主防災組織育成指導要綱に基づき認定された自主防災組織が、個別避難計画を市長へ提出し、その避難支援に必要な資機材を購入する場合は、由利本荘市自主防災組織活動促進事業補助金交付要綱に定める補助率により交付するものとする。

（遵守事項）

第13条 個別避難計画等の提供を受けた者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、当該情報を自ら利用し、又は当該情報の提供を受けた者以外の者に提供してはならない。

- （2）個別避難計画等の提供を受けた者は、正当な理由がなく、個別避難計画に係る避

難行動要支援者に関して知り得た情報を漏らしてはならない。避難支援等の役割を離れた後も同様とする。

(個人情報の保護)

第 14 条 市長は、この要綱に定める事務の実施にあたり、個人情報の保護に最大限の配慮をするとともに、個人情報の取扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日)の定めによるものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。